

新型コロナウイルス感染症関連支援情報

新型コロナウイルス感染症に伴う支援情報の一部を紹介します。
詳細やその他支援情報については、市ホームページを確認してください。



個人向け支援



事業者向け支援

個人向け支援 主な施策

住民税非課税世帯などに臨時特別給付金

☎市臨時特別給付金コールセンター (TEL 0570・006・180 = 午前 9 時～午後 5 時 30 分。土・日曜日、祝・休日は除く) か福祉総務室 (FAX 6368・7348)

1 世帯当たり 10 万円を支給

令和 4 年 6 月 1 日時点で、世帯全員の令和 4 年度住民税均等割が非課税である世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 4 年 1 月以降に収入が減少し住民税非課税相当の収入となった世帯に対して支給。ただし、住民税均等割が課税される人の扶養家族のみからなる世帯や、すでに同給付金の支給を受けた世帯は除く。



臨時特別給付金のページ

就学前児童を養育する世帯に子育て世帯支援金

☎子育て給付課 (TEL 6384・1470 FAX 6368・7349)

児童 1 人当たり 5 万円を支給

申請時に市内在住で、平成 28 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日に出生した児童を養育する世帯に対して支給。市から児童手当を受給している人は申請不要です。



就学前児童子育て世帯支援金のページ

低所得の子育て世帯に生活支援特別給付金

☎子育て給付課 (TEL 6384・1470 FAX 6368・7349)

児童 1 人当たり 5 万円を支給

ひとり親世帯や令和 4 年度住民税均等割非課税世帯で、18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を迎えるまでの児童などを養育する世帯に対して支給。



ひとり親世帯



ひとり親世帯以外

事業者向け支援 主な施策

市内対象店舗(中小企業)でのキャッシュレス決済でポイント還元

☎地域経済振興室 (TEL 6170・2370 FAX 6384・1292)

10月中旬～12月中旬(予定)に、対象店舗(中小企業)で対象キャッシュレス決済を利用した人に対し、支払い金額の最大 30% 相当額をポイント還元。期間中の付与上限は、1 決済事業者当たり 7000 円相当。



キャッシュレス決済ポイント還元事業のページ